

(03) 事業主の要件

特例事業主・・・新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を実施する事業主で、令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間に初日がある判定基礎期間に行われる休業等を実施した事業主

設問番号	設問	回答
03-01	事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。	<p>○ 通常の場合、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象であり、事業所設置後1年未満の事業主は前年同期と生産指標を比較できないため支給対象となりませんが、新型コロナウイルス感染症にかかる特例として、新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を実施する事業主で、令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間に初日がある判定基礎期間に行われる休業等を実施した事業主(特例事業主)については、事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。その際、生産指標は、「①休業した月」、「②休業した月の前月」、「③休業した月の前々月」のうち、いずれかの売上高などをご確認ください。</p> <p>その上で、1か月～1年前の間のいずれかの月の売上高などと比較し、5%以上(対象期間の初日が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にある事業主は10%以上)減少していることを確認します。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)</p> <p>なお、特例事業主として事業所設置後1年未満であったものの受給していた場合で、令和5年3月31日時点で対象期間が1年未満のため令和5年4月1日以降も引き続き支給を受けるときは、令和5年4月1日以降の日を初日とする判定基礎期間で生産量要件を再確認した際、生産量要件の比較対象となる前年同期の3か月間に雇用保険適用事業所となっておらず、労働者が一人もいない場合は支給対象となりません。</p>
03-02	対象となる風俗関連事業者の範囲を教えてください。	<p>○ 通常の場合、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主は、助成の対象外としていましたが、緊急対応期間(令和2年4月1日から令和4年11月30日まで)内及び経過措置期間(令和4年12月1日から令和5年3月31日)内については、労働者の生活支援の要素が特に強いことを踏まえ、特例事業主に限り風俗関連事業者も限定なく対象に含めることとしています。</p> <p>令和5年4月1日以降の判定基礎期間からは、特例事業主であったか否かにかかわらず、当面の間、風俗関連事業者であっても助成対象となります。</p>
03-03	以前、雇用調整助成金を受給したことがあります。再度受給できますか。	<p>○ 通常の場合、過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主は、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していない場合は助成対象となりません。しかし、特例事業主である場合は、前回の対象期間の満了日から1年を経過していない事業主も助成対象とします。</p> <p>なお、特例事業主としての対象期間の満了後に新たな対象期間を始めて助成金の支給を受けるときは、対象期間の満了日から1年ではなく、特例事業主としての対象期間における最後の休業等の実施日を含む判定基礎期間末日から1年を経過していることが要件となります(02B-15参照)。</p>
03-04	労働保険料の未納や労働関係法令違反で不支給要件に該当していますが、従業員の雇用維持のため雇用調整助成金を利用できませんか。	<p>○ 特例事業主である場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大が見られる状況下において、雇用維持を最優先とした緊急時の対応であることから、労働保険料の未納や労働関係法令違反の不支給要件に該当していても、特例的に利用いただくことが可能です。</p> <p>ただし、一定の条件がありますので、まずは管轄の労働局に御相談ください。</p> <p>なお、本特例は令和5年3月31日をもって終了しています。</p>
03-05	雇用量の要件の緩和について教えてください。	<p>○ 通常の場合、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用量の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度(※)増加している場合は、助成対象とはなりません。</p> <p>(※)具体的な要件は以下のとおり。 ・前年同期と比べ5%以上を超えかつ6名以上増加している場合 ・中小企業事業主の場合は、10%を超えかつ4名以上増加している場合</p> <p>○ 特例事業主として助成金の受給を始める場合は、その要件を撤廃し、最近3か月の雇用量が対前年比で増加している事業主も対象となりますが、本特例は令和5年3月31日をもって終了しています。</p>
03-06	生産指標の要件の緩和について教えてください。	<p>○ 通常の場合、生産指標の減少(10%以上の低下)を、初回の休業等の届出前の3か月間について、対前年比で確認しています。</p> <p>特例事業主である場合で、休業等を実施する対象期間の初日が緊急対応期間のうち令和2年4月1日から令和4年9月30日までの間にある場合には、生産指標を算定し、5%以上減少していることが確認できた場合には、生産指標の支給要件を満たし、対象期間の初日が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にある事業主は、生産指標を算定し、10%以上減少している場合に生産指標の支給要件を満たします。なお、経過措置期間も引き続き申請する場合は、対象期間の初日から1年を経過した後、かつ経過措置期間中に初日がある判定基礎期間において生産指標を再確認し、10%以上減少していることが確認できた場合に生産指標の要件を満たすものとして支給対象となり得ます。</p> <p>また、生産指標は、「①休業した月」、「②休業した月の前月」、「③休業した月の前々月」のうち、いずれかの売上高などをご確認ください。</p> <p>その上で、「A.1年前の同じ月」の売上高などを比較し5%(対象期間の初日が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にある事業主及び経過措置期間における生産指標の再確認を行う事業主は10%)以上減少していることをご確認ください。1年前が適当でない場合には、「B.2年前の同じ月」、「C.3年前の同じ月」、「D.4年前の同じ月(売上高などを確認して基準にした月が令和5年1月以降の場合に限る)」又は「E.1か月～①の1年前の間のいずれかの月」の売上高などと比較し、5%(対象期間の初日が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にある事業主及び経過措置期間における生産指標の再確認を行う事業主は10%)以上減少していることを確認する方法でも差し支えありません。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)</p> <p>なお、これらの特例は令和5年3月31日をもって終了しています。</p>

(03) 事業主の要件

特例事業主・・・新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を実施する事業主で、令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間に初日がある判定基礎期間に行われる休業等を実施した事業主

設問番号	設問	回答
03-07	通常の場合、生産指標要件の確認のため、「計画届を提出する月の前月の生産量」が必要ですが、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置においては計画届の提出が不要となっています。生産指標要件はどのように比較すればいいですか。	<p>○ まず、売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月の値で判断します。具体的には、「①休業した月」、「②休業した月の前月」、「③休業した月の前々月」のうち、いずれかの売上高などをご確認ください。</p> <p>○ その上で、「A.1年前の同じ月」の売上高などを比較し5%以上(※3)減少していることをご確認ください。1年前が適当でない場合には、「B.2年前の同じ月」、「C.3年前の同じ月」、「D.4年前の同じ月(売上高などを確認して基準にした月が令和5年1月以降の場合に限る)」又は「E.1か月～①の1年前の間のいずれかの月」の売上高などと比較し、5%以上(※3)減少していることを確認する方法でも差し支えありません。</p> <p>(※1)いずれの場合も、比較する月は1か月間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、1か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。 (※2)厚生労働省ホームページ「雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました」R02.6.12掲載 (※3)対象期間の初日が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にある事業主及び経過措置期間における生産指標の再確認を行う事業主は10%以上</p> <p>なお、これらの特例は令和5年3月31日をもって終了しています。</p>
03-08	生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。	<p>○ 生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」や「操業量」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。</p>
03-09	過去3年以内の支給日数累計の要件(3年150日)がありますが、要件緩和の内容を教えてください。	<p>○ 通常の場合、過去3年以内に雇用調整助成金を受給したことがある事業主は、その支給日数の累計が150日分になるまでしか受給することができません。しかし、特例事業主である場合は、過去の受給日数にかかわらず、支給限度日数(100日に、令和2年1月24日から令和4年11月30日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等(当該休業等について助成金が支給されるものに限る。)の実施日数を加えた日数)まで受給できます。つまり、特例事業主である場合は、緊急対応期間を1日でも含む判定基礎期間では実質支給限度日数に関係なく支給を受けることができ、経過措置期間の初日である令和4年12月1日以降を初日とする判定基礎期間以降では100日の支給限度日数の範囲内で支給を受けることができます。</p>
03-10	労働日が不確定な業種(添乗員等)の事業主についてはどのように取り扱われるのですか。	<p>○ 事業主においては、昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。今般、休業計画届が不要になったことを受け、支給申請時に休業手当の支払いの元になるシフト等の提出をお願いすることになります。</p> <p>なお、雇用期間が短い者についても、直近の当人のシフトや同様の勤務形態の者のシフトを参考に事業主が勤務シフトを作成し、休業手当の支払いを行うことで雇用調整助成金の対象となり得ます。</p>
03-11	NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。	<p>○ 交付金や委託費等により、地方公共団体から明確に人件費が支払われている労働者については、休業手当の支払い等事業主における負担がないことから、雇用調整助成金の対象とはなりません。しかしながら、自前事業による収入から賃金を支払っている労働者については、要件を満たせば雇用調整助成金の対象となる可能性があります。</p> <p>その確認については、公費等に係る精算書類等で確認させていただきます。</p>
03-12	NPO等の生産指標についてはどのように考えればよいのでしょうか。	<p>○ 生産要件の指標については、雇用量の変動と相関が高い指標としており、業種等により個別に判断するものです。例えば、会費、寄付金は、通常、雇用量の変動と相関関係が高い指標とは言えませんが、一般的には書籍等の販売売上や講演会やイベントの実施数の減少等、労働者の業務量への影響が高い指標が該当すると思われます。</p> <p>なお、労働者の主たる業務が会費・寄付金を集めることであって、景気の悪化により会費・寄付金が集まらないことを想定し、当該労働者を休業させる場合等、例外的に生産指標に該当することがありますので、その際はご相談下さい。</p>
03-13	派遣先企業が派遣契約を解除し、派遣元に休業手当相当額の損害賠償を行った場合、派遣先企業は助成金の対象となりますか。また、派遣元は派遣先から損害賠償を受けても、助成金の対象となるのですか。	<p>○ 派遣労働者については、派遣労働者と雇用関係にある派遣元事業主が助成金の対象となるものであり、派遣先事業主は対象となりません。また、派遣先が派遣元に休業手当相当額の損害賠償を請求したか否かが、派遣元事業主に対する助成金の支給の有無に影響を及ぼすことはありませんので、そのような場合でも派遣元事業主は助成対象となり得ます</p>
03-14	労働者が0人でも、申請できますか？	<p>○ 本助成金を受給する事業主の要件として、申請時、支給決定時に雇用保険適用事業主であること(雇用保険被保険者を1人以上雇用する事業所の事業主)がある必要がございます。</p> <p>※緊急雇用安定助成金の場合には、労災保険と読み替えることができます。</p>